

食品の新たな機能性表示制度の 検討状況について

平成26年5月20日

消費者庁

厚生労働省

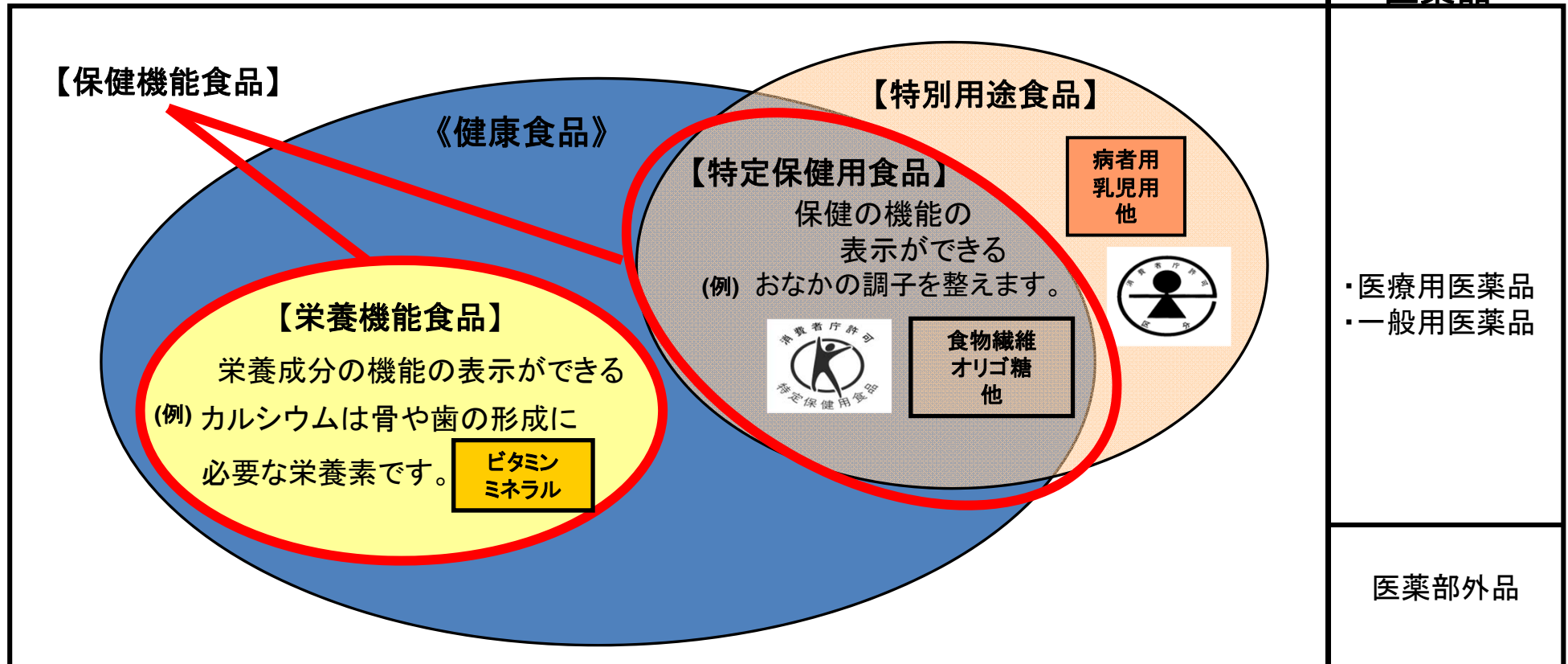
農林水産省

現行の食品の機能性表示制度

- 「特定保健用食品」には、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をすることができる。
- 「栄養機能食品」には、栄養成分の機能の表示をすることができる。
- 「特定保健用食品」及び「栄養機能食品」を「保健機能食品」という。
- 保健機能食品以外の食品には、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない。

食品

医薬品



規制改革実施計画及び日本再興戦略

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、 <u>機能性の表示を容認する新たな方策</u> をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる <u>米国のダイエタリーサプリメントの表示制度</u> を参考にし、 <u>企業等の責任</u> において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、 <u>安全性の確保</u> (生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置 (加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○食の有する健康増進機能の活用

- ・ いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- ・ 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

新制度に向けての基本的な考え方

安全性の確保

消費者の誤認を招かない、
自主的かつ合理的な商品選択に資する表示制度

機能性表示を行う
に当たって必要な
科学的根拠の設定

適正な表示による
消費者への情報提供

食品の新たな機能性表示制度の検討に向けて想定される主な論点

国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上で、その旨及び機能を表示できる制度

安全性の確保

- ① 対象となる食品(加工食品及び農林水産物)・成分の範囲
- ② 生産・製造及び品質の管理
- ③ 摂取量の在り方
- ④ 健康被害等の情報収集
- ⑤ 危険な商品の流通防止措置等

機能性の表示

- ① 企業等が自ら機能性を評価する科学的根拠のレベル
- ② 適切な機能性表示の範囲
- ③ 消費者に誤解を与えないための情報の在り方

食品表示制度としての国の関与

- ① 安全性の確保及び機能性の表示の適切性を担保するための手続
- ② 消費者庁と厚生労働省、農林水産省との役割分担

消費者の誤認を招かない、自主的かつ合理的な商品選択に資する表示制度

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

経緯

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)
日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○ いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成25年度中に検討を開始し、平成26年度中に結論・措置することとしている。

構成員

赤松 利恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
梅垣 敬三	(独)国立健康・栄養研究所情報センター長
大谷 敏郎	(独)農業・食品産業技術総合研究機構理事・食品総合研究所所長
合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
児玉 浩子	帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授
相良 治美	月刊「食生活」編集長
清水 俊雄	名古屋文理大学健康生活学部フードビジネス学科教授
関口 洋一	健康食品産業協議会会長
津谷 喜一郎	東京大学大学院薬学系研究科特任教授
寺本 民生	帝京大学臨床研究センター長(座長代理)
松澤 佑次	大阪大学名誉教授、一般財団法人住友病院院長(座長)
宮島 和美	公益社団法人日本通信販売協会理事
森田 満樹	消費生活コンサルタント

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

- 左記の閣議決定を受け、消費者庁長官のもと、学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を設置し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、検討を開始
- 平成26年夏を目途に報告書を取りまとめる予定

開催実績及び今後の検討予定

- | | |
|----------------------|--|
| 第1回
(平成25年12月20日) | ①食品の機能性表示をめぐる事情について
②今後の検討事項等及び進め方について |
| 第2回
(平成26年1月31日) | ①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について
(対象となる食品(加工食品及び農林水産物)・成分の範囲・摂取量の在り方) |
| 第3回
(平成26年2月25日) | ①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について
(生産・製造及び品質の管理) |
| 第4回
(平成26年4月4日) | ①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について
(健康被害等の情報収集・危険な商品の流通防止措置等)
②食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について |
| 第5回
(平成26年5月2日) | ①食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について |
| 第6回 | ①機能性の評価及び表示の在り方について
②国の関与の在り方について |
| 第7回 | ①取りまとめ(課題と対応方向) |
| 第8回 | ①取りまとめ(報告書案の取りまとめ) |

新たな機能性表示の実施に向けたスケジュール

平成25年度

平成26年度

成長戦略閣議決定

新たな機能性表示制度の実施

